

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：函館市企業局

令和8年9月11日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	109.5%
全職員	76.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	104.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.2%
31～35年	90.9%
26～30年	101.9%
21～25年	84.6%
16～20年	87.2%
11～15年	—
6～10年	95.7%
1～5年	93.8%

【説明欄】

- ・1の全職員に係る情報の項目のうち、全職員については、任期の定めのない常勤職員における女性の人数割合が9.7%であるのに対して、相対的に給与水準が低い、任期の定めのない常勤職員以外の職員における女性の人数割合が48.4%となっていることから、全職員で比較した場合、任期の定めのない常勤職員と比べて差異が大きくなっている。
- ・2の「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報の(1)役職段階別の項目のうち、本庁部局長・次長相当職および本庁課長相当職については、女性職員が存在しない。

- ・（２）勤続年数別の項目のうち、勤続年数 21～25 年および 16 年～20 年の職員については、女性職員の割合がそれぞれ 6.3%、14.3%であるが、当該職員のうち部分休業の取得による給料減額があったことが差異の要因となっている。
- ・勤続年数 11～15 年の職員については、支給対象となる女性職員が存在しない。